

船舶インシデント調査報告書

令和4年3月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年4月30日 16時30分ごろ
発生場所	山口県周南市仙島北西方沖 徳山下松港地ノ筏灯台から真方位261° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 02.7′ 東経131° 45.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート大森丸は、北東進中、機関が故障し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年9月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 大森丸、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	291-28911山口、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、帰港の目的で、北東進中、主機が停止し、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が主機を点検したものの原因がわからず、海上保安庁に救助を要請し、巡視艇にえい航されて帰港した。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関修理業者が点検を行ったところ、燃料油こし器入口管と塩化ビニール製燃料油管を接続する付近にスラッジが堆積し、同箇所が閉塞していた。</p> <p>本船は、平成元年6月に進水し、燃料油としてA重油が使用されており、定期的に燃料油こし器内の清掃が行われていたものの、進水時以来、同こし器入口管付近の清掃が行われていなかった。</p>
分析	本船は、進水時以来、燃料油こし器入口管付近の清掃が行われていない状態で、北東進中、燃料油こし器入口管付近にスラッジが堆積し、同箇所が閉塞したことから、燃料油の供給ができなくなり、主機が停止して運航不能になったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、進水時以来、燃料油こし器入口管付近の清掃が行われていない状態で、北東進中、燃料油こし器入口管付近にスラッジが堆積し、同箇所が閉塞したため、燃料油の供給ができなくなり、主機が停止したことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・定期的に燃料油こし器入口管付近の清掃を行うとともに、使用年数の長い燃料油管の管内清掃を行うこと。 |
|--|---|